

指定管理者が行う業務仕様書 I

(大和市都市公園条例規定施設)

つきみ野野球場 (園地・駐車場を含む)

大和スタジアム

宮久保野球場 (園地・駐車場を含む)

宮久保スポーツ広場

平成27年7月

大和市環境農政部

目 次

1	管理に関する基本的考え方	1
2	施設の概要	1
	（1）つきみ野1号公園	1
	（2）引地台公園	1
	（3）宮久保公園	1
3	管理の基準	2
	（1）人員配置の基準	2
	（2）開場時期等	2
	（3）その他	3
4	業務内容	4
	〔共通業務〕	4
	〔施設別業務〕	5
	（1）つきみ野1号公園	5
	（2）引地台公園	6
	（3）宮久保公園	6
5	物品の帰属等	7
6	その他留意事項	8
	別紙1（公園施設等に関する賠償責任保険）	9

1 管理に関する基本的考え方

次の事項を十分認識のうえ、施設の管理に当たってください。

- ①施設の設置目的・理念に基づく管理運営を行うこと。
- ②地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- ③個人情報保護及び情報公開に関する措置を講じること。
- ④効率的な運営を行うこと。
- ⑤管理運営費の削減に努めること。

2 施設の概要

(1) つきみ野1号公園

① つきみ野野球場

ア 所在地 大和市つきみ野5-6

イ 施設内容

敷地面積 8,540㎡

建物延床面積 本部室(鉄骨平屋建・4㎡)

構造・規模 両翼85m センター90m

② 園地・駐車場

ア 所在地 大和市つきみ野5-5

イ 面積 19,216.71㎡(つきみ野野球場部分を含む。)

ウ 施設内容

付属物 トイレ、遊具、パーゴラ、時計塔

※ 現地と書類等に相違があった場合は、現地を優先とする。(以下全ての施設同じ)

(2) 引地台公園

① 大和スタジアム

ア 所在地 大和市柳橋4-5000-1

イ 施設内容

敷地面積 19,712.08㎡

構造・規模 両翼95m センター120m 全面透水性砂入り人工芝

スタンド建物 室内練習場、会議室、本部室、役員室、記録・放送室、審判員室、報道関係者室、野球展示室、談話コーナー、控室、観客席(約5000席)ほか

(3) 宮久保公園

① 宮久保野球場

ア 所在地 大和市上和田1320-1

イ 施設内容

敷地面積 7,040㎡

建物延床面積 管理棟 12.96㎡

構造・規模 両翼70m センター85m

② 園地・駐車場

ア 所在地 大和市上和田2150-2

イ 面積 25,317.46㎡ (野球場、スポーツ広場を含む。)

ウ 施設内容

付属物 トイレ、時計塔

③ 宮久保スポーツ広場

ア 所在地 大和市上和田2152-1

イ 施設内容

敷地面積 7,640㎡

建物延床面積 倉庫4㎡

構造・規模 グラウンド (土)

3 管理の基準

(1) 人員配置の基準

つきみ野野球場 (園地・駐車場含む)、大和スタジアム、宮久保野球場、宮久保スポーツ広場を総括して管理する責任者を1名配置するほか、本仕様書及び「指定管理者が行う業務仕様書Ⅱ」に示す基準等に基づき、業務を遂行するために必要な人員を配置すること。

(2) 開場時期等

① つきみ野1号公園

ア つきみ野野球場

・開場時期 月曜日 (月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その休日の翌日) 及び12月29日から翌年1月3日を除く
毎日

・供用時間

(i) 1月4日から6月14日まで及び9月16日から12月28日まで
午前9時から午後5時まで

(ii) 6月15日から9月15日まで 午前9時から午後6時まで

(注) 開場日及び供用時間は、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て変更することができます。(以下、他施設についても同様です。)

イ 園地・駐車場

- ・開場時期 定めていません。
- ・供用時間 定めていません。

②引地台公園

ア 大和スタジアム

- ・開場時期 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その休日の翌日）及び12月29日から翌年1月3日を除く毎日
- ・供用時間 午前9時から午後9時まで

③宮久保公園

ア 宮久保野球場

- ・開場時期 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その休日の翌日）及び12月29日から翌年1月3日を除く毎日
- ・供用時間

(i) 1月4日から6月14日まで及び9月16日から12月28日まで
午前9時から午後5時まで

(ii) 6月15日から9月15日まで
午前9時から午後6時まで

イ 園地・駐車場

- ・開場時期 定めていません。
- ・供用時間 定めていません。

ウ 宮久保スポーツ広場

- ・開場時期 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その休日の翌日）及び12月29日から翌年1月3日を除く毎日
- ・供用時間

(i) 1月4日から6月14日まで及び9月16日から12月28日まで
午前9時から午後5時まで

(ii) 6月15日から9月15日まで
午前9時から午後6時まで

(3) その他

①指定期間（各施設共通）

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

②法令等の遵守（各施設共通）

施設の管理運営に当たっては、関係法令、条例及び規則を遵守してください。

4 業務内容

[共通業務]

大和市都市公園条例で規定するつきみ野野球場（園地・駐車場含む）、引地台野球場、宮久保野球場（園地・駐車場含む）、宮久保スポーツ広場に共通する業務は次のとおりとし、利用の受付、利用料金の收受、及びそれらに付帯する業務は大和スタジアムで行うものとする。

① 窓口業務

- ・施設利用料の徴収及び還付事務
- ・個人、団体登録の手続き及び料金徴収
- ・施設の予約、キャンセル等の手続き
- ・屋外施設の鍵の貸し出し
- ・拾得物の管理
- ・施設保険の受付
- ・電話の対応
- ・苦情、要望等への対応

② スケジュール管理業務

- ・年間スケジュールの調整
- ・種目協会との連絡調整
- ・大会等の事前打合せ
- ・抽選事務
- ・施設予約システムの管理、運営（インターネット、音声応答システム）
- ・翌日の予定表の作成、記入

③ 経理業務

- ・施設利用料の収納業務
- ・登録手数料の収納業務
- ・公衆電話、コインロッカー使用料の収納業務
- ・委託契約の締結（大和市、業者）
- ・施設保険の加入及び手続き

④ 報告、統計業務

- ・利用料収入報告書、還付準備金実績報告書の作成・提出
- ・建物健康診断報告書の作成・提出
- ・消防訓練、消防設備報告書の作成・報告
- ・「大和の教育」に関する資料の作成・提出
- ・各種調査への回答
- ・苦情、要望等への回答
- ・施設利用者実績表の作成・提出

- ・作業月報、四半期総括書、事業報告書等の作成・提出
- ・自己評価表の作成・提出
- ・管理日誌の作成

⑤ 情報提供

- ・ホームページの管理運営（施設予定表の掲載等）
- ・情報誌の作成
- ・看板等の作成・設置
- ・施設めぐり、行政視察の対応

⑥ その他

- ・施設賠償責任保険の付保（保険料は、指定管理者の負担）
詳細は、別紙1を参照

〔施設別業務〕

(1) つきみ野1号公園

① つきみ野野球場

ア 日常業務

- ・利用の可否の判断及び連絡
- ・グラウンド整備（砂撒き、水取り、ローラーかけ、ブラシかけ等）
- ・散水
- ・倉庫の管理（鍵開け、清掃等）
- ・本部室の管理（清掃等）
- ・機器、用具類の管理（点検・補修等）
- ・鍵の施錠
- ・問い合わせへの対応
- ・ごみ及び資源ごみの収集、分別、処分
- ・植栽剪定、除草
- ・石灰の補充

イ 個別業務

「指定管理者が行う業務仕様書Ⅱ」を参照

② 園地・駐車場（公園の許認可を除く管理業務とする。）

ア 日常業務

- ・樹木等植物育成管理
- ・施設の維持管理等
- ・清掃
- ・巡視、点検
- ・利用者等からの要望・意見の対応

- ・公園管理事務所等関係機関との連絡調整
- ・大和市環境方針等の環境保全活動に関する業務
- ・その他日常業務の調整

イ 個別業務

「指定管理者が行う業務仕様書Ⅱ」を参照

(2) 引地台公園

①大和スタジアム

ア 日常業務

- ・利用の可否の判断及び連絡
- ・グラウンド整備（アンツーカ補充、水取り、ブラシかけ等）
- ・防球ネットの昇降（台風時等強風の場合）
- ・機器、用具類の管理（点検・補修等）
- ・鍵の施錠
- ・清掃・設備業務従事者への作業指示・連絡
- ・問い合わせへの対応
- ・ごみ及び資源ごみの収集、分別、処分
- ・外野観覧席の芝刈り、除草、施肥

イ 個別業務

「指定管理者が行う業務仕様書Ⅱ」を参照

(3) 宮久保公園

①宮久保野球場

ア 日常業務

- ・利用の可否の判断及び連絡
- ・グラウンド整備（土・砂補充、芝刈り、水取り、ローラー・ブラシかけ等）
- ・散水
- ・倉庫の管理（鍵開け、清掃等）
- ・トイレの管理（清掃等）
- ・機器、用具類の管理（点検・補修等）
- ・ネットの修理
- ・鍵の施錠
- ・問い合わせへの対応
- ・ごみ及び資源ごみの収集、分別、処分
- ・植栽剪定、除草
- ・石灰の補充

- ・駐車場のライン引き（大会時）

イ 個別業務

「指定管理者が行う業務仕様書Ⅱ」を参照

②園地・駐車場（公園の許認可を除く管理業務とする。）

ア 日常業務

- ・樹木等植物育成管理
- ・施設の維持管理等
- ・清掃
- ・巡視、点検
- ・利用者等からの要望・意見の対応
- ・公園管理事務所等関係機関との連絡調整
- ・大和市環境方針等の環境保全活動に関する業務
- ・その他日常業務の調整

イ 個別業務

「指定管理者が行う業務仕様書Ⅱ」を参照

③宮久保スポーツ広場

ア 日常業務

- ・利用の可否の判断及び連絡
- ・グラウンド整備（土・砂補充、水取り、ローラー・ブラシかけ等）
- ・散水
- ・倉庫の管理（鍵開け、清掃等）
- ・機器、用具類の管理（点検・補修等）
- ・ネットの修理
- ・鍵の施錠
- ・問い合わせへの対応
- ・ごみ及び資源ごみの収集、分別、処分
- ・除草
- ・石灰の補充

イ 個別業務

「指定管理者が行う業務仕様書Ⅱ」を参照

5 物品の帰属等

- ①指定管理料で購入した物品は、指定管理者に帰属します。
- ②施設の備品は、指定管理者に無償貸与します。
- ③指定管理者は、市の所有に属する物品については、大和市物品取扱規則に基づき管理を行うものとします。また、指定管理者は同規則に定められた備品台帳を備え

てその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告をするものとします。

- ア 使用する市の備品が適切な状態で保持されるよう管理すること。
- イ 備品は、原則市で購入するが、備品使用に伴う消耗品の購入やメンテナンスは指定管理者の費用負担により実施すること。
- ウ 施設の管理にあたって、指定管理者自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前に市と協議すること。ただし、指定期間の満了時等においては、大和市都市公園条例第42条の規定に基づいて原状に回復すること。

6 その他留意事項

- ①施設賠償保険料は、指定管理料に含まれます。
- ②物品販売行為を行うときは、事前に市と協議してください。
- ③応募に伴って提出された書類は返却しません。

別紙 1

公園施設等に関する賠償責任保険

1 保険の内容

この保険は、指定管理者が管理運営する公園施設等において、施設の欠陥や管理の不備が原因により事故が発生した場合に次のとおり補償するものである。

(1) 対象施設

- ・つきみ野野球場（園地・駐車場含む。）
- ・大和スタジアム
- ・宮久保野球場（園地・駐車場含む。）
- ・宮久保スポーツ広場

(2) 保険金額

対人賠償	1名 1億円	1事故 5億円
対物賠償	1事故	1,000万円
保管物賠償	1事故	300万円 / 期間中 300万円

上記のてん補限度額の範囲で支払われる費用項目

- ・ 治療費、入院費、通院費、慰謝料、休業損害、葬儀料、死亡による逸失利益や物の修理代等の損害賠償金
- ・ 裁判、調停、仲裁等の争訟費用
- ・ 事故発生後の損害防止軽減費用（応急救助費、護送費その他）